

新旧対照表

○遊漁船業の適正化に関する法律施行細則

新	旧
<p>遊漁船業の適正化に関する法律施行細則</p>	<p>遊漁船業の適正化に関する法律施行細則</p>
<p>平成十五年三月十四日 規則第二十九号</p>	<p>平成十五年三月十四日 規則第二十九号</p>
<p>改正 平成一七年 四月 一日規則第平成二三年 七月 五日規則第</p>	<p>改正 平成一七年 四月 一日規則第平成二三年 七月 五日規則第</p>
<p>九四号 八八号</p>	<p>九四号 八八号</p>
<p>平成二三年 八月 五日規則第平成二七年一二月 四日規則第</p>	<p>平成二三年 八月 五日規則第平成二七年一二月 四日規則第</p>
<p>一〇四号 七三号</p>	<p>一〇四号 七三号</p>
<p>遊漁船業の適正化に関する法律施行細則</p>	<p>遊漁船業の適正化に関する法律施行細則</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号。以下「法」という。）の施行に関し、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号。以下「法」という。）の施行に関し、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十七号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第二条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令の例による。</p>	<p>第二条 この規則において使用する用語の意義は、法及び省令の例による。</p>
<p>(登録の通知)</p>	<p>(登録の通知)</p>
<p>第三条 法第五条第二項の規定による遊漁船業者登録簿への登録の通知は、遊漁船業者登録簿登録通知書（別記第一号様式）を交付して行うものとする。</p>	<p>第三条 法第五条第二項の規定による遊漁船業者登録簿への登録の通知は、遊漁船業者登録簿登録通知書（別記第一号様式）を交付して行うものとする。</p>
<p>(登録の拒否の通知)</p>	<p>(登録の拒否の通知)</p>
<p>第四条 法第六条第二項の規定による遊漁船業者の登録の拒否の通知は、遊漁船業者登録簿登録拒否通知書（別記第二号様式）を交付して行うものとする。</p>	<p>第四条 法第六条第二項の規定による遊漁船業者の登録の拒否の通知は、遊漁船業者登録簿登録拒否通知書（別記第二号様式）を交付して行うものとする。</p>
<p>(登録の取消し及び事業の停止の通知)</p>	<p>(登録の取消し及び事業の停止の通知)</p>
<p>第五条 法<del>第二十一条第二項</del>において準用する法第六条第二項の規定による遊漁船業者の登録の取消し又は事業の停止の通知は、それぞれ遊漁船業者登録取消通知書（別記第三号様式）又は遊漁船業事業停止通知書（別記第四号様式）を交付して行うものとする。</p>	<p>第五条 法<del>第十九条第二項</del>において準用する法第六条第二項の規定による遊漁船業者の登録の取消し又は事業の停止の通知は、それぞれ遊漁船業者登録取消通知書（別記第三号様式）又は遊漁船業事業停止通知書（別記第四号様式）を交付して行うものとする。</p>
<p>(遊漁船業者登録簿の閲覧)</p>	<p>(遊漁船業者登録簿の閲覧)</p>
<p>第六条 知事は、法<del>第九条</del>の規定により遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、当該登録簿の登録に係る営業所の所在</p>	<p>第六条 知事は、法<del>第八条</del>の規定により遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、当該登録簿の登録に係る営業所の所在</p>

- 地を管轄する千葉県農林水産部水産局水産課内及び各水産事務所内に、それぞれ遊漁船業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。
- 2 登録簿の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。
    - 一 日曜日及び土曜日
    - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
    - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
  - 3 登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。
  - 4 前二項の規定にかかわらず、特別の事由のあるときは、知事の承認を得て第二項の閲覧日以外の日又は前項の閲覧時間以外の時間に閲覧することができる。
  - 5 知事は、第二項又は第三項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。
  - 6 閲覧者は、登録簿を、閲覧所以外の場所に移動し、又は汚損し、若しくはき損してはならない。
  - 7 閲覧者は、閲覧を終了したとき、又は閲覧時間を経過したときは、直ちに登録簿を職員に返還しなければならない。
  - 8 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。
    - 一 前二項の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者
    - 二 登録簿を汚損し、又はき損するおそれがあると認められる者
    - 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

一部改正〔平成二十三年規則八八号〕
- (閲覧時間の特例)
- 2 平成二十三年八月十日から同年九月九日までの間の千葉県農林水産部水産局水産課内の閲覧所における第六条第三項の規定の適用については、同項中「午前九時から午後五時まで」とあるのは、「午前八時三十分から午後四時三十分まで」とする。

追加〔平成二十三年規則八八号〕、一部改正〔平成二十三年規則一〇四

- 地を管轄する千葉県農林水産部水産局水産課内及び各水産事務所内に、それぞれ遊漁船業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。
- 2 登録簿の閲覧日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。
    - 一 日曜日及び土曜日
    - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
    - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
  - 3 登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。
  - 4 前二項の規定にかかわらず、特別の事由のあるときは、知事の承認を得て第二項の閲覧日以外の日又は前項の閲覧時間以外の時間に閲覧することができる。
  - 5 知事は、第二項又は第三項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により閲覧させないことがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。
  - 6 閲覧者は、登録簿を、閲覧所以外の場所に移動し、又は汚損し、若しくはき損してはならない。
  - 7 閲覧者は、閲覧を終了したとき、又は閲覧時間を経過したときは、直ちに登録簿を職員に返還しなければならない。
  - 8 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。
    - 一 前二項の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者
    - 二 登録簿を汚損し、又はき損するおそれがあると認められる者
    - 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

一部改正〔平成二十三年規則八八号〕
- (閲覧時間の特例)
- 2 平成二十三年八月十日から同年九月九日までの間の千葉県農林水産部水産局水産課内の閲覧所における第六条第三項の規定の適用については、同項中「午前九時から午後五時まで」とあるのは、「午前八時三十分から午後四時三十分まで」とする。

追加〔平成二十三年規則八八号〕、一部改正〔平成二十三年規則一〇四

号]

附 則 (平成十七年四月一日規則第九十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年七月五日規則第八十八号)

この規則は、平成二十三年七月十二日から施行する。

附 則 (平成二十三年八月五日規則第四百四号)

この規則は、平成二十三年八月十日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月四日規則第七十三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第三条)

第二号様式

(第四条)

全部改正 [平成17年規則94号]、一部改正 [平成27年規則73号]

第三号様式

(第五条)

全部改正 [平成17年規則94号]、一部改正 [平成27年規則73号]

第四号様式

(第五条)

全部改正 [平成17年規則94号]、一部改正 [平成27年規則73号]

号]

附 則 (平成十七年四月一日規則第九十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年七月五日規則第八十八号)

この規則は、平成二十三年七月十二日から施行する。

附 則 (平成二十三年八月五日規則第四百四号)

この規則は、平成二十三年八月十日から施行する。

附 則 (平成二十七年十二月四日規則第七十三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式

(第三条)

第二号様式

(第四条)

全部改正 [平成17年規則94号]、一部改正 [平成27年規則73号]

第三号様式

(第五条)

全部改正 [平成17年規則94号]、一部改正 [平成27年規則73号]

第四号様式

(第五条)

全部改正 [平成17年規則94号]、一部改正 [平成27年規則73号]